

「県立学校入学者選抜WEB出願システム整備事業業務」に係る公募型プロポーザルに関する質問への回答

No.	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
1	資料1 公募型プロポーザル実施要領	3	17	5 参加資格の確認 ア 提出書類	【任意書式】外部事業者について、ヘルプデスクの運用や収納代行業務については外部事業者への再委託を検討しています。 運用保守業務に関する、外部事業者の住所、名所及び代表者名称並びに協力内容についての提出は必要でしょうか。	ヘルプデスク業務及び収納代行業務については、運用・保守業務に該当するため、本事業の対象外です。したがって、当該外部事業者に関する情報の提出は不要です。
2	資料3 技術提案書作成要領	1	7	1 技術提案書 [提出書類]	提出書類の付属資料とは、具体的にどのような資料を想定されておられるでしょうか。 また、枚数上限等がありますでしょうか。	付属資料としては、「技術提案の裏付け資料」や「他都道府県におけるWEB出願システムの導入実績を取りまとめた資料」等を想定しています。なお、枚数に上限は設けませんが、内容は簡潔かつ要点を押さえたものとしてください。
3	資料3別紙 審査基準詳細	3	1	2 経費	価格点について、最も低い価格を提示した者を満点として評価する。とありますが、第2順位以下の者についての、価格点算出方法についてもご教示いただきたいです。	参加事業者間の公平性および公正な競争環境を確保するため、第2位以下の価格点算出方法は伏せさせていただきます。
4	資料3別紙 審査基準詳細	2	13	1 提案項目 オ 運用保守要件	ヘルプデスクの生成AI等の技術の活用について、ヘルプデスク側（受け側）で生成AI等の技術を活用するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	資料1 公募型プロポーザル実施要領	5	10	5 委託候補者の選定方法等に関する事項	プレゼンテーションで使用する資料の形式について確認させてください。 提出済みの技術提案書をそのまま投影して説明する方法に限られるのでしょうか。	プレゼンテーションの際に大型提示装置で提示する資料の内容に指定はございません。事前に提出する提案書の内容をまとめ直したものを想定しています。
6	資料1 公募型プロポーザル実施要領	6	26	6 契約に関する事項	公示資料に契約書（案）が含まれておりませんでしたので、契約書（案）又は契約条項をご提示いただくことは可能でしょうか。	契約書につきましては、本プロポーザルにおいて最優秀提案者として選定された事業者と締結する予定であることから、現時点では提示しておりません。
7	資料2 業務仕様書	6	8	第2章 調達範囲 (16)	業務仕様書には「受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。」と記載されています。 一方で、公募型プロポーザル実施要領では、外部事業者の協力により業務を履行する場合の協力事業者の記載が求められており、また共同企業体による参加も認められているものと理解しております。 本業務における再委託の取扱い及びその範囲についてご教示ください。	仕様書における「受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。」との規定は、本プロポーザルにおける構築業務に限ったものです。なお、運用段階における収納代行業者の利用やヘルプデスク業務の委託については、本規定の制約対象として想定しておりません。
8	資料3 技術提案書作成要領	2	1	1 技術提案書 (3) 提案書記述要領 カ	副本における「会社名を類推できる表現」について、具体的にどのような記載が該当するかご教示ください。	記載のとおり、会社名については「弊社」「A社」、氏名については「甲」「担当者A」等の表現で記載して下さい。
9	資料3 技術提案書作成事項	2	10	1 技術提案書 (3) 提案書記述要領 ク(イ)	提案書作成要領には、「業務仕様書に示す要求範囲を超える提案（業務機能の追加提案等）を行う場合は、その要求範囲を超える部分を明確に記載すること」とあります。 要求範囲を超える提案については、審査において加点又は評価の対象となるのでしょうか。	審査基準に基づき、各評価項目ごとに総合的に審査します。要求範囲を超える提案については、本業務にとって有益な内容であれば、評価の対象に含まれるものと考えています。

「県立学校入学者選抜WEB出願システム整備事業業務」に係る公募型プロポーザルに関する質問への回答

No.	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容	回答
10	資料3別紙 審査基準詳細	1	1	1 提案項目	<p>審査基準詳細では、各提案項目（ア～カ）に配点が設定されていますが、各提案項目内に複数の評価観点が設けられています。</p> <p>例えば提案項目「ア」（175点）では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の入試要項に沿ったシステムを構築するための具体的な対応方針 ・他都道府県の公立高校入試におけるWEB出願システムの構築実績 ・他都道府県の公立特別支援学校入試又は公立中学校入試に対応したWEB出願システムの構築実績 <p>などの評価観点が示されています。</p> <p>各提案項目における評価観点ごとの配点又は評価比重をご教示いただくことは可能でしょうか。</p>	評価観点ごとの配点の公表はしていません。
11	資料4 プロポーザルの審査について	2	1	2 審査方法 (3) 価格点による評価	<p>評価基準には、構築経費（令和8年度）及び保守運用経費（令和9～13年度）について、それぞれ「最も低い価格を提示した者を満点として評価する」と記載されています。</p> <p>価格点（30点）は、構築経費と保守運用経費の合計額に対して評価されるのでしょうか。</p> <p>それとも、構築経費及び保守運用経費にそれぞれ配点が設定されており、各項目ごとに最も低い価格を提示した者が当該項目で満点となる評価方法でしょうか。</p> <p>ご回答が、後者の場合それぞれの配点内訳についてご教示ください。</p>	評価基準は、構築経費（令和8年度）と保守運用経費（令和9～13年度5年間の合計）を分けて配点を設定しております。配点は、参加事業者間の公平性および公正な競争環境を確保するため、伏せさせていただいております。